

障害者介助等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
①職場復帰支援助成金 ○職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障害者 ・精神障害者 （発達障害のみ有する方を除く）	—	・対象障害者 1 人につき月 4 万 5 千円 （中小企業は月 6 万円）	1 年間	対象障害者等の職場復帰から 3 か月以内に措置を開始することが要件です。
②中途障害者等技能習得支援助成金 ○職場復帰にあたって職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施	・高次脳機能障害者 ・難病等にかかっている方 ※在宅勤務の方も対象	3/4	・対象障害者 1 人につき年 20 万円まで （中小企業は年 30 万円まで）	1 年間	
③中高年齢等障害者技能習得支援助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための知識・技能を習得するための研修の実施	35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している以下の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※在宅勤務の方も対象	3/4	・対象障害者 1 人につき年 20 万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は年 30 万円まで）	1 年間	中途障害者の方は手帳交付日等から 6 か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
④職場介助者の配置又は委嘱助成金 ○業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2 級以上の視覚障害者 ・2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方 ※在宅勤務の方も対象	3/4	・配置 1 人につき月 15 万円まで ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・年 150 万円まで	10 年間	対象障害者等が雇用後 1 年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ○上記④の支給期間が終了する事業主で、職場介助者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合	※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置 1 人につき月 13 万円まで ・委嘱 1 人につき 1 回 9 千円まで・年 135 万円まで	5 年間	支給期間は上記④の支給期間終了後 5 年間となります。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給 期間	特記事項
⑥職場介助者の配置又は 委嘱の中高年齢等措置 に係る助成金 ○加齢に伴う心身の変化に より生じる課題を解消す るために必要な職場介助 者を配置または委嘱	35 歳以上で雇用後 6 か 月を超える期間が経過し ている上記④⑤の方 ※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置 1 人につき月 13 万円 まで （中小企業または調整金支給調 整対象事業主（※1）は月 15 万円まで） ・委嘱 1 人につき 1 回 9 千円 まで・年 1 3 5 万円まで （中小企業または調整金支給調 整対象事業主（※1）は 1 人 につき 1 回 1 万円まで・年 150 万円まで）	10 年 間	中途障害者の方は 手帳交付日等から 6か月を超える期 間が経過してい ることが対象障害者 等となる要件で す。
⑦手話通訳・要約筆記等 担当者の配置又は委嘱 助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に 必要な手話通訳・要約筆 記等担当者の配置または 委嘱	2、3、4級または 6 級 の聴覚障害者	3/4	・配置 1 人につき月 15 万円 まで ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円 まで・年 150 万円まで	10 年 間	対象障害者等が雇 用後 1 年を超える 期間が経過してい る場合は対象とな りません。
⑧手話通訳・要約筆記等 担当者の配置又は委嘱 の継続措置に係る助成金 ○上記⑦の支給期間が終了 する事業主で当該担当 者の配置または委嘱の措 置を継続して行う場合	※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置 1 人につき月 13 万円 まで ・委嘱 1 人につき 1 回 9 千円 まで・年 135 万円まで	5 年 間	支給期間は上記⑦ の支給期間終了の 翌日から 5 年間と なります。
⑨手話通訳・要約筆記等担 当者の配置又は委嘱の 中高年齢等措置に係る 助成金 ○加齢に伴う心身の変化に より生じる課題を解消す るために必要な手話通 訳・要約筆記等担当者の 配置または委嘱	35 歳以上で雇用後 6 か 月を超える期間が経過し ている上記⑦⑧の方 ※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置 1 人につき月 13 万円 まで（中小企業または調整金支 給調整対象事業主（※1）は月 15 万円まで） ・委嘱 1 人につき 1 回 9 千円 まで・年 1 3 5 万円まで （中小企業または調整金支給調 整対象事業主（※1）は 1 人 につき 1 回 1 万円まで・年 150 万円まで）	10 年 間	中途障害者の方は 手帳交付日等から 6か月を超える期 間が経過してい ることが対象障害者 等となる要件で す。
⑩職場支援員の配置 又は委嘱助成金 ○職場定着のための援助や 指導を行う職場支援員の 配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者 ・難病等にかかっている 方 ※在宅勤務の方も対象	①一般労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 4 万円 ・中小企業以外は月 3 万円 ②短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 2 万円 ・中小企業以外は月 1 万 5 千円 ③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 1 万円 ・中小企業以外は月 7 千 5 百円 ④委嘱 ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円・ 月 4 万円まで	2 年 間 （精神 障害者 は 3 年 間） （※2）	対象障害者等の雇 入日、勤務時間延 長日、配置転換日、 業務内容変更日、 職場復帰日または 企業内籍型職場適 応援助者助成金の 支援終了日の翌日 から 6 か月以内に 支援を開始するこ とが要件です。	

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
⑪職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している上記⑩の方 ※在宅勤務の方も対象	①一般労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 4 万円 ・上記以外の事業主は月 3 万円 ②短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 2 万円 ・上記以外の事業主は 1 万 5 千円 ③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 1 万円 ・上記以外の事業主は月 7 千 5 百円 ④委嘱 ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円・288 回まで		6 年間（※3）	中途障害者の方は手帳交付日等から 6 か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑫健康相談医の委嘱助成金 ○健康相談のために必要な健康相談医を委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 [対象障害者が 5 人以上であることが必要になります] ※⑬⑭は在宅勤務の方も対象	3/4	・委嘱 1 人につき 1 回 2 万 5 千円まで・年 30 万円まで	10 年間	対象障害者が雇用後 1 年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑬職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 ○職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する方の配置または委嘱		3/4	・配置 1 人につき 月 15 万円まで ・委嘱 1 人 1 回につき 1 万円まで・年 1 5 0 万円まで	10 年間	
⑭職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 ○職業能力の開発・向上のために必要な業務を専門に担当する方の配置または委嘱		3/4	・配置 1 人につき 月 15 万円まで ・委嘱 1 人 1 回につき 1 万円まで・年 1 5 0 万円まで	10 年間	
⑮介助者等資質向上措置に係る助成金 ○障害者の介助等の業務を行う方の資質の向上のための研修・講習の実施	—	3/4	・1 事業主につき年 1 0 0 万円まで 職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支援専門員、職業能力開発向上支援専門員、企業在籍型職場適応援助者の方の資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。		

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
⑩重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務遂行のために必要な支援をサービス事業者に委託	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 ・重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた方 ※在宅勤務の方も対象	4/5 （中小企業は対象費用の9/10）	対象障害者1人につき月13万3千円まで （中小企業は月15万円まで）	年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで	申請は事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

（※1）常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には、障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主のうち支給の減額調整を受けている事業主です。

（※2）企業在籍型職場適応援助者助成金による支援終了を配置または委嘱事由とするものは6か月です。

（※3）企業在籍型職場適応援助者の中高齢等措置に係る助成金の支給終了後6か月以内に措置を開始する場合は、その支給期間と合わせて6年間です。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております。（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）

※要件や申請方法等の詳細は、右の2次元コードから確認することができます。

